当麻町監査基準の公表について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」といいます。）の一部改正に伴い，監査委員が定め，公表することとされた監査基準について，総務省から示された指針を踏まえ，当麻町監査基準を策定し，公表しますので報告します。

１　当麻町監査基準策定，公表の背景

平成２９年６月に法が一部改正され，地方公共団体における適正な事務処理等の確保並びに組織及び運営の合理化を図るため，監査制度の充実強化などの規定の整備がされました。

これに伴い，これまで各地方公共団体において，任意に監査基準※を定め，または各監査委員の裁量により行っていた監査について，令和２年４月１日以降は，監査機能を充実し，監査結果の信頼性をより高めるため，地方公共団体共通の統一的な監査基準を定め，公表し，当該監査基準に従った監査を実施することが義務づけられます。

２　当麻町監査基準策定までの経緯

監査委員が従うこととされた監査基準の策定については，法の改正により総務大臣が指針を示すとともに必要な助言を行うものとされ，総務省からの通知「監査基準について総務大臣が示す指針の策定について（平成３１年総行行第１１０号総務省自治行政局長通知）」の中で基本原則を規定した監査基準（案）が示されました。

当麻町ではこれまで，法令等に基づき監査を実施してきましたが，総務省の監査基準（案）を基に当麻町の実情を反映させ，基準を策定し、令和２年４月１日から施行します。

※　監査基準：法，地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成１９年法律第９４号）の規定に基づいて監査委員が行う監査，審査及び検査の実施，報告等に関して，監査委員のよるべき基本事項を定めるとともに，議会及び町長又は関係する行政委員会等との関係について，必要な事項を定めたもの